



平成 21 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社
代表者名 代表執行役社長 米田賢治
(J A S D A Q ・ コード 6 6 6 9)
問合せ先
役職・氏名 管理本部長 生田 和敏
(T E L 0 7 5 - 4 1 5 - 8 2 8 0)

内部統制システム構築の基本方針改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 10 月 23 日開催の定時株主総会で委員会設置会社移行の決議がなされたことに伴い、内部統制システム構築の基本方針を新たに決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社における業務の適正を確保するための体制として、内部統制システム構築の基本方針を改定し、会社法第416条第1項第1号ロ及びホならびに会社法施行規則第112条に基づき、次の通り決議する。

1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項・当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

1. 当社は、監査委員会の直属の組織として、内部監査室に監査委員会事務局を設置し、執行役からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。
2. 監査委員会事務局には監査が実効的に行われるために、必要に応じて監査情報を提供し監査職務の遂行を専門的な立場から補佐することを目的として関連部署との兼務発令を受けた使用人を配置する。
3. 監査委員会事務局の所属員については、執行役からの独立性の確保に留意し、特に兼務発令を受けた使用人の属する所属の長の指揮命令を受けない体制とする。なお、事務局に所属する使用人の人事、給与に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行うことができない。

2. 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

当社は、当社及び当社グループ各社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項を中心に、重要会議への監査委員出席、代表執行役等と監査委員会との定期的な意見交換機会の確保、その他執行役および使用人から監査委員会への個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。

3. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査委員会が監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

4. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、執行役の意思決定、及び職務執行に係る情報（経営幹部会議等、各種会議の議事録及び資料等）について、「文書管理規程」等に基づいて適切に管理し、「文書保存期間一覧表」に従い適切に保存及び管理を行う。

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、リスク管理を経営戦略の重要事項と位置づけ、グループ全体のリスク管理体制を構築しその有効性・適切性を維持し経営の健全性と安定収益の確保を図る。
2. グループ全体のリスク管理状況を把握・管理するため、「リスク管理委員会」を設け「リスク管理規程」に従いリスクマネジメントを実践する。

6. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等により、執行役の権限及び責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営幹部会における協議を行い、そのうち、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役会での審議を経て決定を行う。

7. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針及び会社におけるコンプライアンス推進のための基本事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定するとともに、代表執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」においてコンプライアンスに係る個別課題について協議・決定を行う。

8. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、各グループ会社の管理等を効率的に行うとともに、各グループ企業の適正な業務運営のための管理体制及びコンプライアンス・リスク管理体制の整備を支援する。
2. 当社の内部監査部門は、当社及びグループ会社の内部監査を定期的実施し、指摘事項に対する改善策の進捗状況を確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。
3. 当社及びグループ会社は、グループ間取引に際し不適切な取引の発生防止に努める。

以 上